

大分大学大学院医学系研究科委員会規程

平成27年3月4日制定 全部改正
平成27年医学系研究科規程第1-1号

大分大学大学院医学系研究科委員会規程（平成16年医学部規程第1-2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程（平成27年規程第1号）第8条の規定により、大学院医学系研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（構成）

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） 大学院医学系研究科長（以下「大学院研究科長」という。）
- （2） 医学部門に所属し、大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）を主担当とする教授
- （3） 医学部門以外に所属し、本研究科を主担当とする教授のうち大学院研究科長が必要と認める者
- （4） その他研究科委員会が必要と認める者

（招集等）

第3条 議長は、毎月1回、研究科委員会を招集するものとする。ただし、議長が必要と認めるとき、又は構成員の過半数の請求があったときは、臨時に研究科委員会を招集することができる。

2 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代行する。

（構成員以外の者の出席）

第4条 議長が必要と認めるときは、研究科委員会の議を経て、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（議事録等の作成）

第5条 議長は、研究科委員会の議事録又は議事概要を作成する。

（小委員会）

第6条 研究科委員会に、本研究科の各課程における具体的事項に対応するため、修士課程及び博士課程にそれぞれ小委員会を置く。

2 小委員会に関し必要な事項は、大学院研究科長が別に定める。

（事務）

第7条 研究科委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て大学院研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部規程第1-5号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和4年医学系研究科規程第1－1号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。